

令和 7 年度 第 2 回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和 7 年 7 月 3 日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより令和 7 年度第 2 回の新宿区情報公開個人情報保護審議会を開催いたします。それではまず、本日の資料につきまして、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】それでは皆様、よろしくお願いいたします。本日お手元に資料を配付させていただいておりますが、まず資料 1、「令和 6 年度及び令和 7 年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件について」、次に資料 2「令和 6 年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」、最後に資料 3「令和 6 年度保有個人情報の管理の状況に係る監査について」、この 3 点についてご報告をさせていただきます。机上に配付させていただいておりますが、何か過不足などございますでしょうか。皆さん、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは事務局からは以上でございます。会長、進行のほうよろしくお願いいたします。

【会 長】では、まず資料 1 の令和 6 年度及び令和 7 年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件につきまして、報告をお願いいたします。

【区政情報課長】それでは令和 6 年度及び令和 7 年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件報告ということで、今年の 2 月から 6 月までに、審議した案件についての報告になります。新宿区では新たに個人情報に関わる業務委託や、電算処理、外部結合を行う場合は、事前にこの管理運営会議に付議をしています。今年の 2 月から 6 月までに 41 件付議し、全て承認をいただいております。こちらの内容について、私から簡単にご説明させていただきますが、かなり案件の量が多いため、説明にお時間を頂戴いたしますが、ご了承ください。

では、資料 1 の別紙 1 ページ目からご説明いたします。

1 つ目、No. 1「データ共有・交換システムの利用に係る外部結合について」です。事業内容の 1 番、概要をご覧ください。区では庁外の関係者とデータ共有・交換などを行う際には、紙媒体による郵送や、メール、またパスワード付の外部記録媒体ということで USB や CD-R を利用しています。しかし、個人情報を含むデータや 5 MB 以上の大容量のデータの交換方法が限られており、また USB メモリなどについてはパスワード付にしているものの、個人情報流出のリスクが依然として残っております。このため、紛失による流出事故の防止やデータ共有・交換における事務の効率化に向けたデータ共有交換ツールサービス、ボックスを今後活用していくという案件になります。こちらについては、今後導入していくということで今準備を進めております。

次に、3 ページ目をご覧ください。「区外転出者の現地調査に係る業務の委託について」で、税務課と医療保険年金課の案件となります。事業内容の概要をご覧ください。今年の1月に、特別区民税・都民税・住民税及び、国民健康保険料の滞納情報を一元的に管理するシステムを導入しており、また、今年の4月からは、滞納整理業務を一元的に担当する滞納対策課を設置しております。これに伴って、既に税務課で実施していた区外転出者に対する現地調査業務の委託範囲を拡大して、国民健康保険部門においても区外滞納者の居住実態調査を委託することで、効率的な滞納整理業務に取り組むという内容でございます。個人情報の流れについての説明は割愛させていただきます。

次に、5 ページをご覧ください。「財産調査システム及び財産調査システム中間処理ユニットの利用に係る外部結合について」です。こちらも先ほどの案件と似ているのですが、先ほど、お話しした滞納対策課の設置に伴いまして、今度は医療保険年金課で導入している財産調査システムの利用範囲を拡大して住民税部門にも同じシステムを活用し、また、処理速度を上げる中間処理ユニットを導入することで、調査の件数を増加させ、滞納整理業務の効率化を図っていくという案件でございます。

次に、8 ページをご覧ください。No. 4、「情報紙訪問配布事業及び熱中症の予防啓発事業に係る宛名等の印字委託について」で、事業内容の概要ですが、区では情報紙配布事業ということで、75歳以上の方に「ぬくもりだより」という情報紙を配布し、併せて、熱中症の啓発チラシも配布しています。これらの事業では、区でリストの作成や宛名の印字を行い、委託事業者に封入封緘を委託しております。このたび、区の基幹業務システムの再整備に伴い、新宿区で印字していたものを、委託事業者に印字から封入封緘、区民の方への郵送まですべてを委託し、業務の効率化を図るという案件でございます。

次に10 ページをご覧ください。「配偶者暴力相談支援センターのDV相談ダイヤル業務に係る外部結合等について」で、事業内容の概要ですが、区では配偶者暴力相談支援センターを開設して6年が経過しました。今後支援の内容をより一層充実させるため、専門知識や経験を有している民間事業者に、DV相談代理業務を委託し、相談体制の拡充を図るという案件でございます。

次に12 ページをご覧ください。「学童クラブ機能付き放課後子どもひろば『ひろばプラス』におけるお弁当配送サービス業務の委託について」です。事業内容の概要の1番をご覧ください。こちらについては、学校長期休業期間中の学童クラブにおけるお弁当配送サービスを既に令和6年度の夏から開始しておりますが、学童クラブと同じ機能を持つ「ひろばプラス」にも

登録する児童にお弁当を配送してほしいという区民の方々の声を受けて、令和7年の春から「ひろばプラス」でもお弁当の配送サービスを新たに実施するという内容でございます。

次に14ページをご覧ください。「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の二に基づく助言・指導等にかかる業務委託について」です。事業内容の概要ですけれども、区ではマンション管理推進適正化推進計画の策定に伴い、管理計画の認定制度を開始しております。一方で、管理不全なマンションについては、相談事業を実施しておりますが、あくまで相手側からの申請がなければ対応できないため、なかなか限定的になっています。今回、管理不全のマンションに対しても、区が助言指導を行うとともに、こういったマンションへの、助言指導の補助業務を事業者へ委託して、さらにマンション管理士を派遣するという内容でございます。

次に16ページをご覧ください。「口座振替支払業務に係る外部結合等について」で、こちらは区の会計室の案件になります。事業内容の概要ですけれども、区では債権者である区民や事業者から請求を受けて口座振替によるお金の支払いを実施しております。こちらの業務は指定の金融機関であるみずほ銀行に委託しており、このデータについては区が作成して、みずほ銀行にDVDでデータを渡している状況ですけれども、こちらのデータをLGWAN回線という、行政のデータをやり取りする強固なセキュリティに守られた回線を使うことで、セキュリティの向上、また効率化を図るという内容でございます。

次に「会議録検索システムの外部結合について」で、こちらは議会事務局の案件になります。事業内容の概要をご覧ください。区では現在、区の本会議や委員会の会議録は、委託事業者がデータを作成しており、インターネットで公開している区民の閲覧用については会議録検索システムへ直接インストールし、また議会事務局の職員用については、委託事業者が区に来てスタンドアロンのパソコンに保存しています。このたび、議会事務局職員用のパソコンを廃止し、区のパソコンからこのシステムと結合することになったため、委託事業者が持っている会議録のバックアップをこちらのシステムにインストールするという内容でございます。

次に20ページをご覧ください。「L o G o フォームの利用に係る外部結合について」で、手続の追加の案件でございます。事業内容の概要でございますが、区では様々な電子申請を進めておりますが、もともとは東京都の電子自治体共同運営協議会が提供している「東京共同電子申請・届出サービス」を活用して手続を受け付けておりました。このサービスが令和6年度末で廃止されることとなり、新たな電子申請サービスL o G o フォームが共同で導入されることになり、この①②③に該当する場合は、管理運営会議に付議しています。こちらについては

22ページをご覧ください。横版の資料で、こちらが今回新たに追加された追加手続及び情報項目になります。健康づくり課の方で、妊娠時と出産時に電子ギフトや5万円を給付する、妊婦支援給付金事業が新たに始まっており、そちらの受付を電子申請で行うという内容でございます。

次に23ページをご覧ください。「e L T A Xに係る外部結合等について」で事業内容の概要をご覧ください。税務課の案件ですけれども、地方税共同機構が提供しているe L T A Xとの外部結合は、これまで管理運営会議や審議会などで了承済みですが、2段落目、「このたび、」e L T A Xを活用した地方税統一Q Rコードによる納付について、令和5年度からサービスを既に始めている軽自動車税に加えて、令和7年度からは区民税、都民税についてもこの納付書にe L - Q RというQ Rコードを印刷して、納付するように要請があったため、今年度からQ Rコードを納付書に追加し、新たに外部結合や、業務の委託を今回付議したという案件でございます。

次に26ページをご覧ください。「戸籍への氏名の振り仮名登録に関する電算処理等について」で、事業内容の概要です。区では法令に基づいて、戸籍の副本データ管理センターとの外部結合を行っていますが、令和6年3月から戸籍の情報連携システムによる送受信のデータについても、戸籍の届出書の情報が追加されています。今般の改正法の施行に伴い、マイナポータルを使用した振り仮名の届出が可能となります。また、振り仮名を戸籍に記載するにあたり、恐らく皆さんの戸籍を置いている自治体からも、こういった戸籍の振り仮名に関する通知が今届いている状況かなと思いますが、この業務を新宿区でも進めていくために、業務委託を行うという内容でございます。

次に29ページをご覧ください。「経営サポート事業に係る業務システムの開発等について」で、事業内容の概要ですけれども、これまで区内の中小企業、個人事業主向けに実施をしてきた、商工相談とビジネスアシストという2つの事業を統合し、経営相談と専門家の派遣を連携する経営サポート事業を開始するという事で、電算処理や外部結合、また業務委託を行うという内容でございます。

次に32ページをご覧ください。「児童相談業務用タブレット端末の導入に係るシステムの開発等について」で、事業内容の概要ですけれども、現在、区では子どもとその家庭への訪問面接の際に、区の職員がノートにメモをとって、帰庁後に相談記録をシステムに入力しています。このたび、クラウド型の児童相談支援システムの導入に加え、システムに接続するタブレット端末を設置することで、訪問面接の際に区の職員がそのタブレットを持って、記録の作成

やチャットによる対応方針の協議、写真撮影などを行うことができます。また、この端末の導入後は、この支援システムに入力した内容を、現在の子ども家庭相談管理システムに移行することも可能になるため、もし端末を紛失したとしても、遠隔でその内容の消去が可能となり、個人情報の管理体制も強化されます。

次に34ページ、15件目の案件です。「妊婦のための支援給付事業に係るシステムの構築等について」で、1番の概要ですけれども、区では出産・子育て応援ギフトの支給事業を令和4年から実施してまいりました。令和6年度から子ども・子育て支援法が改正され、法定の事業となったため、これまでは電子ギフトだけだったものが、区の職員の面談を受けた後、申請書を渡してその申請を行った対象者に対し、5万円相当の現金または電子ギフトを給付します。またお子さんが生まれた後の、赤ちゃん訪問終了後に申請書を渡して、申請を行った対象者に対しても、子どもの人数に応じて5万円相当の現金とギフトを給付するという内容でございます。この給付業務を安全に行うために、システムの構築や様々な資料の印刷、またコールセンターの案内業務等について、ノウハウのある業者に委託するという内容でございます。

次に、36ページをご覧ください。「健康診査・がん検診等の印字等業務に係る外部結合等について」で、事業内容の概要ですけれども、区では医師会に検診業務を委託し実施しております。またデータの入力などについては、再委託を行っております。また、受診券の受診勧奨についても対象者に送付を行っておりますが、この受診券の印字封入封緘の業務のうち、封入封緘業務について再委託を行い、迅速で効率的な業務の推進を図るという内容でございます。

続きまして38ページをご覧ください。「特定健康診査受信者の糖尿病治療中の者に対する保健指導業務に係る外部結合等について」で、事業内容の概要をご覧ください。区では糖尿病性腎症の重症化を予防するために、委託事業者に予防事業の全体統括業務や、保健指導を委託しています。このたび、LGWAN回線による受渡し方法が追加されるということで、セキュリティ対策の向上、また事務処理の効率化を図るという内容でございます。

次に40ページをご覧ください。『『新宿の森』自然体験ツアーに係る外部結合について』で、これは環境対策課の案件ですけれども、事業内容の概要をご覧ください。現在、新宿区では長野県伊那市、群馬県沼田市などに「新宿の森」を開設し、こちらで環境学習バスツアーを実施しております。これまで区の職員が募集や抽選、管理調整等を行っていましたが、令和7年度から業務の委託化により、旅行業のノウハウを生かして、参加者の管理調整を行うことで、区民サービスの向上と業務の効率化を図っていくという内容でございます。

次に42ページをご覧ください。「省エネルギー及び創エネルギー機器等補助金受付事務等

に係る業務委託について」です。事業内容の概要をご覧ください。区では現在、「ゼロカーボンシティ新宿」に向けて、省エネルギー及び創エネルギーの設置に係る費用の一部を補助しています。このたび、この補助の申請が増加傾向にあるため、申請書類の受付や、内容の確認業務を委託することで処理速度を速めていきます。また業務の委託に併せて、窓口予約の優先制度を導入して、区民サービスを向上させるという内容でございます。

次に44ページをご覧ください。こちらが「新宿区木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における事業効果の分析・評価に係る業務委託について」ということで、事業内容の概要をご覧ください。若葉・須賀町地区などの木造住宅が密集している地域では、防災計画の事業期間が5年間となっておりますが、さらなる防災性の向上のため、事業の効果検証や、分析を実施するに当たって、必要な基礎資料の作成、整理を事業者委託するという内容でございます。

次に46ページをご覧ください。こちらと同じ「木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における道路用地補償業務委託について」で、現在、若葉・須賀町地区ではこの木密の整備推進事業に基づいて、地区の防災性の向上と居住環境の改善を図っています。区で道路拡幅部分の用地取得や、拡幅整備などを行っておりますが、計画的かつ着実に用地取得などを進めていくために、権利関係者に対して物件補償の調査や、損失補償額の算定などに関する説明を業者と一緒に進めていくために、委託を行うという内容でございます。

次は48ページの「木造住宅密集地区整備促進事業（若葉・須賀町地区）における土地分筆登記等業務委託について」で、事業内容の概要ですけれども、先ほどのNo. 21と同じような形ですが、計画的に進めていくために土地の調査や測量を実施し、権利関係者との調整などを区と一緒に委託事業者委託をして進めていくという内容でございます。

次に50ページをご覧ください。こちらが「L o G o フォームの利用に係る外部結合について」で、手続の追加案件になります。

今回追加された案件は52ページをご覧ください。こちら追加手続ということで、人材育成等担当課の新宿区職員のエンゲージメント向上等支援業務ということで、今年度、職員のエンゲージメントを向上させるための取組を区のほうで今進めているのですけれども、この事業を、業務委託で進めていくという内容でございます。

次のページに少し詳細が書いてあります。53ページをご覧ください。「新宿区職員エンゲージメント向上等支援に係る業務の委託について」で、事業内容の概要です。職員の働きがいや意欲、また愛着などを組織とのつながりという意味でエンゲージメントという言葉で表現し

ますが、このエンゲージメントを向上させることにより、組織の健全化、組織力の向上、また人材の定着につなげていくことを目的として、こういったエンゲージメント向上の取組を行います。業務委託の内容としては、職員向けにＬｏＧｏフォームによる全職員への調査を実施し、その調査結果を委託事業者に提供して調査結果の詳細な分析と、また改善提案なども含めて報告書を作成するという内容でございます。

続きまして５５ページです。「新宿区職員ストレスチェックに係る業務の委託について」で、事業内容の概要をご覧ください。区では各種健康診断の業務を委託しておりますが、１の（１）の５番目、太字になっているオのストレスチェックについては、これまで紙の調査票に記入し、回答していましたが、今年度からは原則ウェブでの回答が可能になるということで、そちらについて付議したという内容でございます。

次に５７ページをご覧ください。「令和７年度新宿区防犯機器等購入緊急補助事業に係るシステムの構築等について」です。事業内容の概要ですけれども、昨今、闇バイトが関係すると思われる強盗や事件などが発生していて、区民の体感治安も悪化しています。こうした中で犯罪を未然に防止するため、防犯機器を購入した区民に対してその費用の一部の補助を行い、区民に防犯意識の向上と、安全で安心な暮らしの実現に寄与するため防犯機器の補助事業を実施します。事業実施にあたりシステムの開発や、業務委託を行うという内容でございます。

次に５９ページをご覧ください。Ｎｏ．２７「児童手当制度事業に係る支払通知書等への印字及び封入封緘業務の委託について」でございます。事業内容の概要ですけれども、児童育成担当課では、１８歳未満の子どもを養育している方に対して児童手当の支給を行っています。従来は庁内の高速プリンターを使って支払通知書を印字しておりましたが、業務システムの廃止に伴い、印字と封入封緘を一括して委託するという内容でございます。

次に６１ページをご覧ください。Ｎｏ．２８「建築確認台帳の基礎データ整備に係る業務の委託について」で、事業内容の概要をご覧ください。区では、建築確認申請受付簿の情報を電子データ化した建築確認台帳の情報を基に、行政証明として台帳記載事項証明を発行しております。この電子データは、職員が紙台帳である建築確認申請受付簿を手入力で作成しており、不一致が判明するたびにデータの修正などを行っているため、証明書の発行に手間と時間を要しております。また国でも、建築行政のデジタル化にあたって各地方自治体の建築確認台帳との連携が今後見込まれるため、区の方でもしっかり台帳を整備する必要があります。そのため、区の電子データと紙台帳の情報の照合作業を委託し、正確な電子データの整備を図るという内容でございます。

次に、65ページをご覧ください。「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について」です。こちら事業内容の概要ですが、警察と教育委員会で締結された相互連携の協定により、様々な連携を実施してきました。この内容が、個人情報の外部提供に該当するため、記録を作成して定期的に管理運営会議に報告を行っております。次のページに令和6年度中に外部提供したものが記載されております。

次に68ページ、こちらもLogoフォームにおける新たな追加の手続きの案件になります。70ページをご覧くださいまして、まず総務課で物価高騰対策の臨時給付金の給付事業、また定額減税の補足給付金、こちらの給付事業の申請をLOGOフォームで受け付けます。また学校運営課でも、私立幼稚園の入園料・保育料の補助金の交付の申請をLOGOフォームで受け付け、選挙管理事務局ではマイナンバーカードを活用した電子認証を行って、不在者投票の申請をLOGOフォームで受け付けるという内容でございます。

次に、71ページ、No. 31「新宿区定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業に係るシステム改修等について」です。目的のところに記載がありますが、令和6年税制改正における定額減税に先立って実施された当初の調整給付の支給で、不足額が生じる方に追加で給付を行います。対象者の1番をご覧ください。1番、不足差額が生じた方ということで、当初の調整給付の算定の際に、令和5年度の所得を基に推計した額で算定をしていたため、本来給付すべき所要額と当初の調整給付額に不足額が生じた方に不足分をお渡しします。また2番、この申請を行った者とありますが、制度の狭間でこの恩恵を受けられなかった方に対しても定額減税の給付を行うという内容でございます。こちらの業務を委託するという内容でございます。

次に75ページ「銀行スマホ決済（モバイルレジ等）を活用した特別区民税・都民税・森林環境税等のインターネットバンキング納付の導入に伴う収納サービス提携事業者との外部結合について」で、こちら税務課の案件になります。事業内容の概要ですが、現在、区では、特別区民税・都民税の納付について税務課や出張所、または口座振替やコンビニエンスストアでの納付のほか、インターネットバンキング納付、またモバイルレジというアプリを活用したクレジット納付に対応しています。また電子マネーなどの様々なキャッシュレスの決済にも対応しておりますが、これにPay Bと楽天銀行を活用したインターネットバンキングが新たに追加されるということで、様々な納付の方法が追加されたという内容でございます。

続いて、78ページも同様の案件になりますが、こちらが先ほどお話ししたPay Bと楽天銀行が今度は介護保険料の支払いにも追加されるという内容でございます。

続きまして81ページ、こちらは先ほどのPay B、楽天銀行が今度は国民健康保険料の支

払いにも追加されるという内容でございます。

続いて84ページ、75歳以上の方の保険、後期高齢者医療保険料、こちらについても、先ほどお話しした銀行スマホ決済が導入されるとともに、後期高齢者医療保険料については、これまでクレジット納付と電子マネー納付がもともと導入されていなかったもので、こちらも国民の利便性の向上、業務の効率化を図るために、今回導入するという内容でございます。

続きまして89ページ、No. 36「新宿区アセットマネジメント支援システムデータ作成委託等について」です。都市計画法の規程によって、土地の価格の変更などを行う場合は、開発許可が必要となります。許可を行った場合は開発登録簿を作成して、区で保管することになっています。現在、この開発登録簿については窓口での閲覧や交付などを行っていますが、区のホームページ上でも開発登録簿の確認、印刷が可能になることで、区民の利便性の向上を図るという内容でございます。

次に91ページをご覧ください。91ページも、L o G oフォームにおける新たな追加手続きの案件です。追加する手続きは93ページにございますが、学校運営課の方で進路予定調査に関するアンケートを、区立小・中学校に入学予定の児童・生徒や幼稚園の年長さんを対象に、L o G oフォームで行うという内容でございます。

次に94ページをご覧ください。「e L T A Xシステムに係る外部結合について」で、まず目的をご覧ください。地方税の手続きについてはe L T A Xシステムで様々な手続きが可能ですが、その中でこちらの細かい手続きも電子申請が可能になります。

続きまして、99ページをご覧ください。「マイナポータル申請管理システムとの外部結合について」で、事業内容の概要ですけれども、こちらも令和4年度の税制改正によって、先ほどお話ししたe L T A Xで全ての申告などが可能となっています。地方税共同機構では準備が整い次第、e L T A Xへの電子申告を拡大しており、令和8年度から住民税の申告もマイナポータル経由でできるようになります。このため、マイナポータルとのシステムの結合や連携を行い、行政手続きのオンライン化を推進して区民の利便性の向上を図るという内容でございます。

続きまして102ページになります。40件目、「住民税未申告者に送付する特別区民税・都民税申告書等の印字及び封入封緘に係る業務の委託について」です。事業内容の概要ですが、区では住民税の未申告者の方に申告書を送付して適切な申告を促しています。令和7年1月からの基幹業務システム再整備に伴い、ホストシステムが廃止されたことから、宛名、住所等のデータを委託事業者へ送付し、申告書やそのほか封入封緘も委託して業務の効率化を図るとい

う内容でございます。

最後は104ページ、41件目の案件です。「環境活動人材ネットワーク事業に係る業務の委託について」で、事業内容の概要ですけれども、環境活動人材ネットワークというものがありまして、こちらでは在住、在勤、在学の方を対象に「新宿区脱炭素チューター」の育成セミナーを開催しております。こちらのセミナーの開催や、担い手の育成を業務委託で行うという内容でございます。

大変雑駁ではございますが、こちらの案件についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【会 長】ただいまの報告につきまして、質問、ご意見等ございましたら。どうぞ。

【栗原委員】ご説明ありがとうございます。2件ほど確認で、1件目、データ共有交換システムの導入ということで、クラウドサービスを利用されるというお話があった件が1つと、あとは教育系のもので、こちらもクラウドですかね。Google Cloudを使用する案件、No.14かなと思うのですけれども、クラウド系のサービスを利用されるということで2件と、あとは数件クラウド系の話があったかと思うのですが、こちらクラウド利用に関して別途ガイドラインや指針など、これまでと違う運用に関する、そういった取り決めのようなものは取りまとめをされていらっしゃるのでしょうか。

【区政情報課長】まず、データ共有サービスのBOXの利用については、現在準備を進めている段階です。その中で、区での利用にあたって、ガイドラインや詳細なマニュアルなどは今ちようど準備をしているところでございます。

またクラウドサービスなどについては、区のガイドラインというより、事業者のほうでISOの認証やプライバシーマークをとっているか、そういったところの確認をした上で、区としてもシステム上問題がないことを所管課でもしっかり確認した上で対応しているところでございます。

【情報戦略課長】先ほど、いわゆる今回BOXという商品名も出ていますがけれども、こういったクラウドストレージサービスの利用に関し、これまで区のセキュリティポリシー上は、こういったものとの通信を遮断することで、個人情報ですとか、その他行政情報の非常に高度な情報の伝達はしないように行ってきました。

ただ昨今どうしてもUSBメモリやCD-Rなどの外部媒体に、一旦ネットワークから出して、それを物理的に人が運ぶという、これまでずっと行ってきた方法の中で考え方を転換する時期にそろそろ来ているということで、こういったネットワーク上でのクラウドストレージサ

ービスのセキュリティの機能や、監査機能、ログを徹底的にトレースできたり、その辺が設定されてきたという状況を踏まえて、今回、区でもこういったものも運用しないといけないのではないかと考えております。

現状のセキュリティポリシー的には、そういったクラウドストレージサービスは、特に個別に認めた場合のみ、使用可能というつくりになっていまして、今回、このクラウドストレージを導入するにあたっては、そこのガイドラインを明確にきちんと整備して行っていくことに舵を切るということでございます。現在一部の業務では、こういったストレージを使って、重要情報を流すことも始めてはいるのですけれども、全庁的に進めていきます。背景としましては、CD-RやUSBなどの外部媒体をなくす事故が、やはり年に何回かどこかで起こっており、もちろんクラウドストレージ上でも、設定ミスや不正アクセスというのはどうしてもこれは絶対に排除できないもので、リスクはゼロになるわけではありませんが、しっかりとした管理と、そういったログの記録と定期的な監視を行う、変な不正なアクセスがないかそういった監視体制を強化するということも併せて、今整備中ですけれども、近日中にそのあたりを庁内でもリリースして、それを守りながら進めていく準備を進めているところでございます。

ここは非常に重要な考え方の転換の部分でもあり、今後こういった重要情報も委託事業者に渡さないともう仕事ができないということが多くなってきていますので、そういったことにも舵を切って、徹底的にこの辺は情報漏洩が発生しないように対策をとっていくという考え方で進めていくところでございます。長くなりましたが、以上でございます。

【栗原委員】追加ですけれども、先ほどもクラウドに舵を切るというお話をいただいていたかなと思います。今回ご説明いただいた内容の中では、主に日本のサービスというよりは外資系のサービスが中心だったかなと拝見しておりまして、もちろんどちらがいいかというのは賛否両論あるかなと思いつつ、選定基準というか、このクラウドサービスであればよいよなという選定基準というのが、例えば国内の事業者様のほうがいいのかとか、外資系のほうがいいのかとか、そういった選定にあたって、こういったクラウドサービスを選ぶ基準というのが区のほうで存在するのか、もしくはとりあえずまずは利用してみようというか、そういう選定ステップというのが、こういったものがあるのかというのはすごくお伺いしたいなと思っております。

理由としては、昨今クラウドサービスも様々なものが出てきている中で、例えば区民の方の情報をクラウドサービスに記録しておくとなった際に、果たしてそれが外資系のサービスでいいのかどうかという議論も、昨今出てきている中で、そのあたりの選定基準をある程度明確に出していったほうが、区民の方にとっても分かりやすいのかなと拝見いたしましたので、少し

お伺いできればなと思っております。

【情報戦略課長】今、政府が進めています基幹業務システム、ガバメントクラウドの選定にあたっては、デジタル庁でそういった選定基準を設けており、我々はその基準にのっとって定められたガバメントクラウドを利用しております。

現在は外資系のクラウドサービスのほうが先行的に進んでいて、国でも国内サービス事業者の育成にはどんどん力を入れているようですが、なかなかまだ実用化には至っていないところで、どうしても新宿区ではいわゆるAmazonですとかOracleですとか、そのあたりのものを使うことになるということになります。

ただ、国としてもそういったところを使ってくださいということになっていますので、海外資本であります、実際データの物理的な置き場所というのは、国内に置くことが原則になっています。Amazon Cloudであっても、国内の東側と西側に分けたデータセンターにそれぞれに分けて、物理的にデータの置き場所を担保するといったように国のほうでも進めているような状況です。

それ以外のクラウドサービスにつきましては、様々な委託事業者さんを契約して持ってきますので、逆にこちらでこうしてくださいという、調達基準のようなものを仕様書上で設けていません。実際に調達にあたっては、入札方式ではなく、プロポーザル方式で選定することがどうしても多くなります。仕様書をそこまで細かく書けないため、そういった中で選ばれたクラウドサービスを個別、個別に判断しながら進めております。

そういう意味では、区でクラウドサービスを利用するにあたっての明確な基準というのは、今は設けておりませんが、今後の課題にはなってくるのかなと思っております。

【栗原委員】ありがとうございます。私からは以上です。

【会 長】ほかに何かご意見は、ございますでしょうか。

【香川委員】今の栗原委員のお話とちょっとかぶるかと思うのですが、L o G o フォームの問題とか、連携とか、今まではいろんなそういった電子機器の端末を実際に操作する職員の方の頭数とか頻度が、従来、税務課とか、そういう割と先行的に担当していた方から、どんどん広がってくると思うのです。先ほど、いろんなマニュアルの整備とかにも注力していらっしゃるというお話もありましたけれども、現実問題として、実際に操作をする職員の方々のスキルには、非常に個人差がものすごくあると思うのですね。やっぱり世代的な問題もありますし、我々のようにシニアの世代の人と、もっと子どものときから触れている方たちともすごく差があって、都税事務所に固定資産の評価証明を取りに行くと、10年ぐらい前は、マニユ

アルを見入って固まってしまって、操作できない方がたくさんいらして、ただ最近はどうしてもそういうことはないだろうと思っていたのですが、先々月、都税事務所に行って、シニア層の方なのか、あるいは再雇用の方なのか分からないのですけれども、隣の方はもう3分ぐらいで出てきているのですが、私が当たった方はご年配の方で、結局固まってしまって、15分たっても出てこないような方もいました。

皆さん、サポートするわけではなくて、一度取り下げてもほかの人に頼んだほうが早いのではないかと思いますところがあって、非常に個人差があるのですけれども、いろんなそういったクラウド系で、セキュリティの問題でも、どうしても経験頻度が低かったり、スキルがちょっと今ひとつというところ、事故確率も高くなるのかなという印象もございます。ヒューマンエラーの問題については、全体的なスキルアップ、マニュアルの充実だけではなくて、相互チェックや、誰かが第三者チェックするのかなとか、そのあたりのところのご認識とか、今の状況はどんな感じなのかを教えていただければと思います。

【区政情報課長】今いただいた、職員のスキルが異なるということは、非常に課題であると認識しております。

区のほうでも様々なITの研修や、動画配信など職員のスキルアップに努めております。

あとは個人情報の管理の問題というところ、セキュリティやスキルの話があると思うのですけれども、個人情報の管理については様々な研修を行っております。今年度も5月に個人情報を取り扱う実務者研修を行いまして、昨年までは職員を集めて実施をしていたので、特定の実務者しか見ることができないような研修になっていたのですけれども、今年は動画でも同時に配信をして、全ての職員が確認できるような形を新たに始め、そういったことで意識の啓発等も今進めているところでございます。

あと、例えば職員によってスキルが異なるという問題に対しては、システムを使う人の権限を結構絞ることも可能なので、課の担当、Aさん、Bさんにしか使えないようにシステムの権限を絞るなど、そういったことでのセキュリティの担保も、各個別のシステムなどで行えますので、複合的に言いながら区全体としてのセキュリティレベルのアップや、個人情報に関するリテラシーの向上は常に努めているところでございます。

【情報戦略課長】私からも補足させていただきます。先ほどの議論とも一緒になるのですけれども、我々こういったコンピューターシステムを管理している側からすると、何をしても大丈夫ということが前提で、特に重要情報の流出に関しては強固に対策を行っています。そういう意味では非常に使い勝手が悪いということはもう折り込み済みで、ただ、どんな間違いを犯し

ても絶対にそういった情報は漏れないという設計思想の下に、これまで運用してきております。

そこで先ほどの話になるのですが、今回ネットワーク上も物理的につながった状態を作るので、職員のスキルが本当に重要なポイントで、そういう意味では、今回こういったクラウドストレージで重要情報を扱うということを解禁するのであれば、一定レベルのスキルと理解を身に付けることが非常に重要なのかなと思っています。

過去には、こういったことに詳しい職員とそうでない職員の格差といいますか、差が非常にありまして、ほとんど詳しい職員しか扱わないみたいなことは実際にありました。我々、情報システム部門にいる者とか、各所属にもそういうことに非常に詳しい人に、お願いをすることもありましたが、日常で使っていくとなるとまさにそのレベルというのを上げていかなければいけないと思います。

あと先ほど例でも出しました、窓口でのいろんな問題というのは、我々システム提供者からすると、窓口で一般の職員が使うシステムは、高度な知識がなくてもできるように設計してつくっています。むしろ停滞するというと、システムそのものというよりも、その業務の成熟度そのものみたいなところで、大きく現状の差が出てきていると思います。システムの操作のスキルによる差というのは生まれないように業務システムは構築していますので、パッケージングされて窓口に置いてあるようなシステムでは、そういう問題は起こらないかなと思います。

ただ、このDXを推進すると、そういった形どおりにつくったものではなくて、個人、個人のスキルでいろいろと改善していく。例えばAIやWord、Excelの使い方では、結構スキル差が出てくるものなので、そういったものを業務と直結するところで、今後もどんどん広がってきています。そういったパッケージングされた業務システム以外を使う局面が増えてくると、ご指摘のように、非常にスキル差が露骨に出てくるのもこれからは明らかです。そのあたりの底上げといいますか、全体のスキルアップが今、非常に重要な課題ということで、DX人材育成方針というのも定めながら、今後そういったところにも非常に力を入れて、間違いを起こさせない。あと、便利になったがために、セキュリティ意識が下がってきている傾向もありますので、そういったところも非常に注意しながら進めていく必要があると認識しております。

【香川委員】 1点だけ、関連して追加の質問をさせていただきます。先ほどNo25で、職員のストレスチェックについて、原則はウェブで行うけれども、やむを得ない場合には紙での回答も行うということがございましたけれども、これに関連して、やむを得ず紙で回答する方って、例えばどういう方が想定されるのでしょうか。

【区政情報課長】 やっぱり委員が多分心配されているような、なかなかウェブが使いにくいという方もいらっしゃるでしょうし、あと、職場によっては入力するためのパソコンがない職場、あまり使える環境にない職場もあるため、そういったところを含めて、紙での入力も可能にしているのではないかなと推察されるところでございます。

【香川委員】 ありがとうございました。

【坂下委員】 どうもありがとうございます。助言だけしておきますと、総務省が情報セキュリティポリシーガイドラインというのを令和7年3月に改正をしまして、通知をしています。今、全ての自治体はこれに基づいてポリシーを改正することになっているはずです。

行政官は基本的にルールで縛られる存在ですから、ルールで縛る必要があって、ここは何でやるかという、文書の機密性。今まで、国のガイドラインが機密性1と機密性2と機密性3だったのですね。これと同じことを行うようにと自治体は言われているのです。新宿区、特別区も全部やらなければいけない。今まで自治体は機密性と機密性の一般と重要に分けて、機密性の個人情報も分けておりましたが、これを今、自治体は機密性1、機密性2、機密性3という形で国と同じにしなければいけないのです。例えばメールで送るときに、機密性2を含む個人情報を含む場合には、上長の許可をとってから送るというルールをつくらなければいけないのです。そういうものをしっかり整備していただいて、情報リテラシーには個人差があり、ビデオを見せたからいきなり上がるということはありませんから、まずルールをしっかりと定めていただくということが重要かと思います。

もう1つはクラウドの多様化というのはもう避けて通れなくなってしまったのです。このクラウドを利用することによって基準をどこに持つかというと、先ほど情報戦略課長さんがおっしゃったように、国の規程に基づくしかないわけです。今、ISMAPという規程をIPAがつくっていますから、ISMAPに準じて行っていれば特に問題はないと思います。ただ1つ問題なのはオンプレで、庁内にサーバを立てて、システムを運用している場合、何か事故があった場合には、情報システムのサーバ室に行って何が起きたか見ればよかったのですが、クラウドになってしまうと見られないのですよ。例えば、Amazonのサーバはどこにあるかというと印西市にあるわけです。千葉のほうにあるのです。そこに行ってみられるかというと、見られないのですよ。だからそこも、何かあった場合に切り分けがすぐできるように、契約上しておく必要があります。これがクラウドの場合には非常に難しく、利用約款でやっていますから、利用約款の中で覚書を別途交わして、監査ができるようにしておくとか、立入りができるようにしておくとかいうことは、事業者と交わしておく必要があると思います。

大変だと思いますけれども、新宿区さんだけではなくて、私のいる浦安市も今、一生懸命やっていますから、各自治体大変ですけれども、何か対策を打っておくということが必要だろうと思います。以上、助言でございます。

【情報戦略課長】今のところで、補足でございます。今、国も今回情報セキュリティポリシーをつくりなさいということで、実はつくっていなかった自治体って結構あるのです。新宿区は先進的に一番最初のときからつくっていて、今の、国から示されたものを見てもほぼ遜色ないレベルでずっと運用してきています。そういう意味で職員の皆さんから、使い勝手が悪いというクレームが非常に来ていたのは事実です。非常に厳しく運用してきたというのはこれまで歴史的にあります。

ただ、今回機密性の分類が、国は３段階ですが区は２段階で、機密性１のところに個人情報と重要情報というのが今混ざっている状態になっています。だからちょっとここ、用語のミスが今後起こり得るのですけれども、うちで機密性２といったものは、インターネット上で伝送してもいいですよという情報分類になっています。ここはちょっと国の運用と変わるのでどうしようかなと今思っているところで、そのあたり、規程の整備も今、検討してございます。以上でございます。

【高木委員】職員の機械の運用については、先ほど副会長からもありましたとおり、不慣れな職員については、区民の方に直接迷惑をかけるケースもあるでしょうし、逆に慣れている方は情報漏洩とか際どいところまでいく職員もあるのかなと考えました。

そういう意味では、先ほど、情報戦略課長さん、区政情報課長さんがおっしゃったように、職員の育成を行うということですので、安心していただけるかなと思いますので引き続きよろしくをお願いします。

私のほうからは、幾つも業務委託が出ていますけれども、この業務委託に関して、現地調査を行っているのか。行っている場合は、どんなところを注意点として押さえて現地調査を実施しているのかをお聞きしたいと思います。お願いします。

【区政情報課長】今、委員ご指摘のとおり、区の業務委託ということで、個人情報を取り扱う業務委託が今どんどん進んでおります。

こちらの個人情報の取り扱いにあたっては、区のほうでも様々な規程などを設けておりますが、具体的に申し上げますと、まず契約のときに個人情報の取り扱いに関する特記事項をつけています。その中で立入調査についても触れております。

区の現状としますと、その立入調査というのは必須にしているわけではないのですけれども、

「確認記録票」を業務委託前と、委託業務履行中の2回作成しています。確認記録票の中には事業者としてしっかりとセキュリティのマニュアルを作成しているか、個人情報を取り扱う流れがどのようになっているのかを事業者と一緒に確認するという内容になっておりまして、また立入調査についても必要に応じて行っています。

そういったところで、委託事業者のほうで個人情報が適切に取り扱われているかということは確認をしております。

【香川委員】今の高木委員のご意見、ご質問に関連するところで、2点、分かる範囲で教えていただければと思います。

先ほどご説明いただいた No 2 と No 5 です。No 2 のほうは、区外転出者の現地調査に係る業務委託。それから、No 5 が配偶者暴力相談支援センターの相談ダイヤル業務に係る外部結合です。今の高木委員のご質問と関連するのですけれども、こういった場合の業務の委託内容が、例えば No 2 の現地調査という、委託先の方、個人が外に出て現場に行かれて、区外、都外ということも想定されると思うのです。No 5 であるとシリアスな内容の相談を受けて、助言をするというのも、委託先の方の個人で、いずれもその組織の職員ではなく、またさらに委託、嘱託もしくはスポット的な方の確率が高いような性質の業務かなと思います。要するに、机の上で仕事するわけではなくて、一定のスキルがあって、ゼネラリストではなくて、スペシャリストというか、そういう業務だと思うのですが、こういったちょっとデリケートな業務を委託する場合、その先の属性というか、どんな規模か、あるいは選択する際のチェックの基準など、実態はどんなようなものなのか、分かる範囲で教えていただければと思います。

【区政情報課長】副会長ご指摘のとおり、この委託先の個人情報 that 適正に取り扱われているかという、担保をどうしようかというのは今すごく悩んでいるところではあります。

現状のところでお話をさせていただきますと、まず業務委託を始めるにあたってどういう事業者を選ぶかについては、例えば ISO 27001 の認証を受けている事業者やプライバシーマークを持っていて、個人情報の取扱いがしっかりとできているような事業者を選ぶのが基本になってくるのかなと思います。

一方で、プライバシーマークを持っていない事業者とも契約をするようなケースもあります。そういったときに、先ほどお話しした個人情報の特記事項がありますけれども、まず委託事業者から事業者への再委託を原則は禁止にしていますが、やはりどうしても業務を進める中で再委託しなければならない場合については、区のほうにしっかりと確認をとっていただいたうえで承しています。

再委託先については、委託先と同様の個人情報の取扱いにおけるチェックをしっかりと行い、場合によっては区のほうが、委託先を飛び越えて再委託先のほうに調査するという取り決めになっておりますので、そういったところで再委託先についても、しっかりと個人情報を取り扱っているかどうかの確認はできる限りのところを行っているところでございます。

実際、先ほどお話しした滞納整理の現地調査の業務で、区外の事業者のところに直接行って確認しているかどうかは、我々では把握できておりませんが、業務の履行期間中に先ほどお話しした確認記録票を作成して、委託先の事業者から、ちゃんと担当者のほうに、「こういったところを確認しました」ということで記録しています。

【香川委員】ありがとうございました。

【会 長】ご意見のところはこれでよろしいですか。

そうしたらほかにご意見ないようですので、この案件につきましては、了承ということでやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

【会 長】それでは次に資料2、令和6年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況につきまして、報告をお願いいたします。

【区政情報課長】お手元に資料2、こちらのご報告をさせていただければと思います。まず1枚めくっていただきますと、令和6年度の新宿区情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況をまとめた資料となっております。

こちらですけれども、新宿区では区長が行う情報公開事務に関する規則によって、運用状況を公表することになっておりますので、取りまとめてご報告をさせていただいております。1から13項目ございますけれども簡単にご報告させていただきます。

1枚おめくりいただきまして2ページに、まず公文書公開請求の状況でございます。1の(1) 公文書公開請求の状況ということで、全ての請求件数でいうと359件でございました。公開、非公開の件数などはこちら記載のとおりですけれども、こちら例年350件前後で推移しており、昨年度も同じぐらいの件数でございました。

(2) 審査請求の状況ですけれども、3件ということで、1件については審議会まで諮問せずに決裁を行ったものが1件、また処理中のものが2件ということで、継続している案件が2件ございます。

次に(3) 実施機関別の処理状況ということで、(1) 公文書公開請求の状況の内訳をこちら記載しており、区長部局のほか教育委員会、議会事務局や選挙管理委員会事務局、監査事務

局ごとの細かい内訳を記載しております。

3 ページ目が主な公文書公開請求の状況ですけれども、全庁における上位 5 課を報告しています。2 番目に区政情報課が 30 件とありますが、こちらには理由がありまして、主な公開対象文書の中に記載がありますが、「新宿地図関連」ということで区政情報課が作成している新宿区の地図について、1 人の方から 10 件の公文書公開請求があったため、区政情報課の件数がかかなり増えました。

次に 4 ページをご覧くださいまして、今度は保有個人情報の開示請求の状況になります。こちらについては請求件数が 160 件で、こちらも毎年 150 件程度なので若干多かったのかなというところではあるのですけれども誤差の範囲内かと思います。

審査請求についても 4 件で、これは裁決処理を終了したものが 4 件ございました。その下、実施機関ごとの処理状況については記載のとおりとなっております。

5 ページ目の主な保有個人情報の開示請求の上位 5 課についても、こちらは例年どおりの部署が挙がってきております。

次に 6 ページをご覧くださいまして、こちら個人情報の業務登録の状況、また個人情報ファイル登録の状況、また個人情報を取り扱う業務委託の状況でございます。こちらの件数ですけれども、昨年よりちょっとずつどれも増加しており、区において個人情報を取り扱う業務の増加に伴って、個人情報ファイルの登録や、業務委託の件数が増えたのではないかと思います。

次が 7 ページ、目的外利用と外部提供の状況でございます。目的外利用についてはほぼ昨年度と同様の件数で、新たな目的外利用の内容についてはこちら記載のとおりです。

(2) 番の外部提供の状況でございますけれども、こちら基本的には法令に基づいて外部提供を行っており、例年どおりの件数になっております。

次、8 ページでございます。外部電子計算機との結合状況ということで、こちらが合わせて 402 件です。こちら昨年の件数が 290 件程度だったものが 402 件ということで、非常に増えてはいるのですけれども、令和 6 年度から、先ほどお話しした L o G o フォームを使った様々な電子申請が始まったため、件数が増えたのかなと思います。これに伴って、区民の方の利便性もかなり向上したのかなと考えております。

次に 9 ページですけれども、個人情報を取り扱う指定管理者の公の施設の管理状況は 96 件、これは昨年度と全く同じ件数でございます。

11 番の実習生の受入れ状況は 25 件、385 人で、こちら若干人数が増えております。11 番の下の方に新たな実習生の受入れということで、各保健センターで歯科衛生士の学生の

実習を多く受け入れたため、件数が増えております。

次に10ページでございます。こちらが派遣労働者の受入れ状況になっています。派遣労働者については、件数が少し減少しました。その理由として、区で派遣労働者を受け入れる大きな理由の1つが、育児休業している職員の代替職員として派遣職員を雇うことが多くあります。昨年度は育児休業している職員の人数が、その前の年に比べて少なかったため、件数が少し減っています。

11ページが防犯カメラの設置状況で、防犯カメラの設置状況は1,290台ということで、昨年より10台ぐらい増えております。新規に設置した場所が下に書いてありますが、基本的には防犯や安全確認のために設置をしております。

11ページの(3)に防犯カメラ画像の外部提供の状況ですけれども、基本的には、警察から法令に基づいて、提供の依頼があったものに対して提供しており、こちらも例年どおりの、件数でございます。

12ページ以降には、具体的な公文書公開請求の内訳や、審査請求の処理状況、個人情報の開示請求の内訳などを記載しております。

最後、説明資料の記書きの2番、今後の予定としましてこちら7月の中旬に区のホームページ、「広報新宿」への掲載を考えております。

説明は以上でございます。

【会 長】ただいまの報告につきまして、ご意見とご質問をお願いいたします。

【小林委員】この取りまとめの中の言葉の確認ですけれども、7ページの「目的外利用」というのは、ここでは何を指して定義されているのでしょうか。

【区政情報課長】目的外利用の言葉の定義ですけれども、区のほうで個人情報を収集するにあたって基本的には目的を明示した上で収集しております。

7ページの(1)新たな目的外利用の内容の一番上に、保健予防課のコロナの感染症の定期接種があると思うのですが、こちらは生活福祉課が保有している生活保護費の支給情報を目的外利用しております。その理由というのも、コロナの定期接種が、もともとお金がかからなかったのですけれども、昨年からは定期接種ということでお金がかかるようになりました。しかし、生活保護を受給されている方については、接種費用を抑えたり、無料で接種を受けられるようにするために、生活保護費の支給情報が必要となり目的外利用を行っております。以上でございます。

【小林委員】ありがとうございます。その際の手続については、具体的にはどのように整理を

されておられるのでしょうか。

【区政情報課長】目的外利用するときには、利用する個人情報保有している部署に、利用する部署から申請書を提出したうえで利用しております。

【小林委員】庁内の各課単位での承認ということでしょうか。承知しました。

【会長】ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにご意見ないようですので、本件については了承をいたしたいと思います。

次に資料3、令和6年度保有個人情報管理の状況に係る監査についての報告をお願いいたします。

【区政情報課長】それではお手元、資料3「令和6年度保有個人情報の管理の状況に係る監査について」という資料をご覧ください。

まず、この監査についてですが、リード文に記載させていただいておりますとおり、個人情報保護法の第66条第1項では、「行政機関の長は、保有個人情報の漏洩や滅失、また毀損の防止、その他、保有個人情報安全に管理されるために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と規定されております。また個人情報保護委員会でもガイドラインの中で、適切な管理を検証するために監査を行うこととされています。このたび、下記のとおり監査を令和6年度に実施いたしましたので、その概要について報告をさせていただきます。

まず記書き1番の監査の対象ということで、庁内各係3名とあります。新宿区では部があって、その下に課があって、その課の中に係というもので分かれておりますけれども、その係の中で3名選抜してもらって、保有個人情報の管理の状況に係る点検チェックシートというものを3名の方に回答していただきました。その回答の結果を踏まえて、税務課、若松特別出張所など10課を対象に監査を実施いたしました。この点検チェックシートの内容については、人的安全管理措置ということで、しっかりと研修教育などを行っているか、また、物理的な安全管理措置ということで、媒体の管理や廃棄の方法など、さらに技術的な安全管理の措置ということで、アクセス制限などが行われているのか。また、外的環境の把握ということで、区での取扱いなどについての点検を実施しました。

1枚めくっていただきまして、別紙1ということで、指摘事項と改善事項を記載しております。この指摘事項については、次ページ、別紙2のほうにまとめておりますので、別紙2をご覧ください。

こちらが、昨年度末に総括保護管理者である、副区長名で全課に周知をした文書でございます。「保有個人情報の管理の状況に係る監査の実施結果を含めた保有個人情報の適切な管理の

徹底について」ということで、指摘事項を共有するとともに、各保護管理者である各課の課長におかれては、指摘事項を確認いただき、各規程に定められている安全管理措置をしっかりと点検していただくという内容でございます。記書きの1番、監査の指摘事項ですけれども（1）各種記録票が最新の様式に更新されていなかったということで、個人情報を取り扱う業務や外部結合を行う場合に登録票や記録票を作成するのですが、これが一部旧様式のまになっておりました。

また（2）USBメモリなどの外部記録媒体を利用するとき、また、外部から持ち帰ったときには、必ず確認記録票を作成し、それを所管の課長が最終的に確認をしたうえで、判こを押すものになるのですけれども、課長の確認がとれておらず、係長の確認のみになっていました。

（3）新たに個人情報を取り扱う業務委託を始める前には、先ほど資料1で説明をした個人情報の管理運営会議に付議する決まりになっているのですけれども、付議しないまま業務委託を行っていたものがあったので、こちらについてはすぐに付議をいたしました。

最後（4）、個人情報を取り扱う業務委託について、委託の履行前また履行中に確認記録票が作成されていませんでした。何度か先ほどからお話しさせていただいた、履行前と履行中に個人情報が委託先においてどのように取り扱われているかを確認するための確認票が、作成されていない部署がありました。これについてはもちろん確認自体は行っていたのですけれども、記録票を作成していなかったため、指摘をさせていただきました。これらの指摘事項について全庁に通知をいたしました。

今回の監査では、非常に問題がある指摘というのはありませんでしたが、実際監査に行ってみて所管課からの意見を聞くことで、少し分かってきた部分などもあったので、そういったものを今後の区で行っている研修に反映をさせることや、個人情報担当で作成しているマニュアルの改善などに努めていきます。

説明資料の最後、記書きの5番、今年度の取組についてでございます。1枚目の資料、資料3の記書きの5番です。令和6年度と同様に、個人情報の管理の状況に係る点検チェックシートに回答してもらい、その結果を踏まえて対象課を決めたうえで、今年度も監査を実施していると考えております。

昨年、委員の皆様からのご意見でテーマを決めて実施をするようにという新たな視点もいただいたところでございますので、そういった監査方法も今後検討していきたいなとは思っているところです。監査実施が今年度で3年目になるので、もう少し現状の方法で進めていきながら、今後もう少し踏み込んでいく必要もあるかなと思っております。

監査については以上でございます。

【会 長】ただいまの報告につきまして、質問、ご意見等はございますでしょうか。

【伊藤委員】よろしくお願いします。議題の1の中でも、特に情報戦略課長さんからのご指摘があったように、U S Bの問題というものが、この監査においても明らかになったなと思っています。もちろん紛失などはなかったにしても、ハンドリングミスというのが、監査対象が10件だけだったにもかかわらず、3件ありました。単純に拡大はできないにしても、この区に何十もある課の中で、3割がU S Bのハンドリングがうまくできていないという状況を放置しておくのはよくないだろうと思うのです。

ただ、一番最初に情報戦略課長さんが言ったように、U S Bはもうやめたらどうかと。もっと違う、より使い勝手がよく、よりセキュリティが保てるようなシステムを考えていく時期に、我々は今来ているのではないかと私自身も思いますし、ほかの委員の方の意見を聞いていてもそうではないかなというふうに思いました。

ですから、この審議会として、やっぱり今そういうふうにクラウドサービスの利用というのが不可避になってきていると。その中で、その利用におけるルールを明確にしていく、喫緊な事態になってきているのではないかとというのが、この審議会の意見としてまとめることができるのではないかなと私は思った次第です。以上です。

【区政情報課長】貴重なご意見ありがとうございます。区としてもやはりU S Bの取扱いについてというのは、本当にしっかりしなければならないということで、平成28年頃に一度その取扱いについての指針のようなものを作成し、令和4年に改正をして管理の徹底は行ってきました。そうした中でなかなか取扱いがうまくできていなかった部署があるというのは、非常に課題だなと感じているところでございます。

監査対象課に行って意見を聞いてみた中で、どうしてもやっぱり課長が忙しくてなかなか対応できないなどの、そういった意見も聞いていて、実際、課長職というのはなかなか席にいない状況であるのは確かにそのとおりではあるのですが、とはいえ課長が確認することはもちろん必須で、係長が実は代決ということで確認することもできるわけです。区の様々な決定でも代決が可能なので、必要に応じては代決で対応をしてください。と監査対象課には伝えております。

とはいえ、やはりU S Bから、どんどんクラウドサービスを活用していくということで、いただいたご意見などを踏まえて、今後、区としてもしっかりとセキュリティのポリシーや、ガイドラインなどを定めて、今後進めていきたいと思っております。

【香川委員】 1点質問で、新宿区のこの監査対象の課は100ぐらいあるとすると、10課を今回監査の対象として、このペースでいくと10年で全て終了するという、そんなイメージですかね。

非常に、双方、監査をする側、それから監査を受ける課の職員の皆さんにとっても、監査を行うことによって、個人情報保護の重要性を認識する、また問題点を吸い上げるという意味で重要な機会ですので、なるべく効果のある、なおかつ有益な形で実施できるように工夫をいただけたらと思います。以上です。

【区政情報課長】ありがとうございます。今、副会長からのご指摘いただいたとおり、昨年度と同様、今年度も10課を予定しておりますが、なかなか全ての課を回るのには少し時間がかかってしまうかなと思います。

前回、高木委員からお話があったとおり、担当課、我々情報公開担当の人数も限られている中で、監査できるメンバーをもっと増やしたらいいのではないのかというご指摘があり、それは区政情報課のメンバーが増えるのではなく、各部の庶務担当課の例えば係長に行ってもらうなど、そういった方法も検討したらいいのではないのかというようなご指摘もいただいております。ごもっともだと思います。そのような方法で監査を行う人が増えれば、もっと効率的にできると思います。ただ、なかなか各所属もこういった監査ともなると、結構身構えてしまうので、そこをどう協力してもらうのかといったところも、今後の課題かなと考えておりますが、できるだけ効率的に、色々な部署に監査ができるように、また監査の結果も各所属にしっかりと認識してもらうことで、区としても個人情報のリテラシーの底上げをしっかりと行っていきたいと考えております。

【栗原委員】先ほどの効率化の話でも、1つ、助言というほどではないですけども、個人的に資料を拝見して思ったところをお伝えすると、半数近くの対象の課が、特に指摘事項がなかったということで記載があるのですけれども、こちら特に指摘事項がなかった、もしくはうまく運用されているのかなというのを、資料を拝見するとすごく感じたのですけれども、その要因というか、例えば、課の方、リーダーの方が、そのあたりを率先してやられているであったりとか、何かそのあたりの指摘がなかった理由というのを、もう少し共有してもいいのかなというのを思いまして。

やはり指摘を中心にしてしまうと、粗探しではないですが、そのあたりに目がいってしまうと。もちろんそれは監査の中で見えてくるものだと思うので、実際その指摘があったという事実自体を共有するのはすごく大事なかなと思いつつ、実際この指摘がなかった、そういった課

が、具体的にどういう取組をやって、そういった指摘がなかったのかとか、そういったところのプラスの面というのでも共有したらいいのかなと思いましたので、そのあたりもし実際監査に当たった方からフィードバック等来ているものがあれば、少し教えていただけると幸いです。

【区政情報課長】今、委員ご指摘のとおり、監査で引っかからなかった、特にうまく運用されているところの情報をしっかり共有するというのは本当に大事な事かなと思っています。

今回、監査で指摘事項がなかった部署について言えることとして、例えば税務課や、若松特別出張所では指摘がなかったのですけれども、この2つの部署は監査の前の段階で、個人情報の取扱いで少しミスがあって区政情報課に報告があった部署です。なので、今回の監査対象課に選ばれたわけですが、やっぱりそういったミスがあった部署は、所属の課長が責任者としてしっかりと内容を確認し、こういった監査に対してもしっかりと対応をしていると思います。

やはり所属で職務の忙しさを理由に疎かになりがちのところも、そういった基本的なところをしっかりと運営していくことが大事になってくるため、我々としても所属長の意識の改革という部分と、それをしっかり下まで下ろしてもらうことは大事なかなと考えております。

【小林委員】この監査対象のところで、安全管理措置の中で人と物理と技術の3つ及び外部環境の把握について実施されておりますが、個人情報保護法の各種ガイドラインでも、組織の安全管理措置ということもあるので、組織の監査をやらないというのは、どういう理由なのでしょう。

【区政情報課長】組織の監査というのが今回の監査になり、区の庁内の各部署の監査を我々として行ったというところになるのかなということです。

【小林委員】そういうことでお答えですと、結局、各種規則・規程類があり、それからその実施の記録があり、そして実際の業務が回っていくわけですが、組織の安全管理措置として個人情報の管理を確認するという観点かなとは思いますが、いかがでしょうか。

【区政情報課長】組織というと、いろいろと組織ということで、例えば、新宿区でいうと健康部や総合政策部といった部という組織もありますし、各課という組織もあり、その中で書かれているような組織が1つ1つ分かれているのかなということです。

区としましては、各課の課長が個人情報の取扱いの責任者という形になってございます。その責任者が責任を持って、その課の個人情報の取扱いや、各規程に基づいた取組をしっかりと行っていくという形にはなるのかなと思います。その課の中で、もちろんその取扱いがしっかりと行われているのか、監査のように確認するということは行っているところなのかなと思っています。

法に基づき、区として、全体として行う監査を区の情報公開と個人情報の担当である区政情報課で実施をしたという認識でございます。

【小林委員】これまでの整理はそうにされていたということで、承知しましたけれども、そういった部分の新宿区全体としての組織的安全管理措置についての監査確認をどのようにするのかというのは、明確にしておかれたらいかかと思いますが、よろしくお願いします。

例えば個人情報の管理という部分で言うと、特にライフサイクルで管理する必要があるわけですが、取得から利用、そして最終的には一般の情報と違って、廃棄の記録確認まで行うということが求められているわけです。そのことについて、先ほどのように、多くの委託事業者さんがあり、クラウド化が進む中で、廃棄の実際の実施、承認、確認までの記録を確認していくと。またそういったことの基準がどのように定められているのかとか、全体で100あるその現場で、どのようにそれが実施できるように組織的に担保されているのかということは、組織だけではないほかの安全管理措置にも関わることでございますけれども、そういったところの、特に廃棄に関わるような個人情報の全体の管理を組織としてどう取り組むのかということについては、どのようにそういったところが今回の中に含まれているのか、ご確認をお願いしたいのです。

【区政情報課長】個人情報を取得してからそれを活用して最終的に廃棄の流れといったところが、この監査の中でこういったところに含まれているのかについてでございます。区としてやはり個人情報については利用目的があって取得をします。利用が終了したらもちろん廃棄をするという形にはなっていますが、まず区の個人情報については文書取扱いの規程に基づいて、何年保存するといったところはしっかり決まっておりますので、その中で保存年限が過ぎたものについては、適切に廃棄はされております。

また、業務の委託をした場合に、委託事業者はその個人情報を渡すわけですが、その委託事業者に渡した個人情報については、業務が終了した時点で、年度単位になると思うのですが、基本的にはきちんと廃棄をしてもらって、その廃棄の証明書を提出させる運用になってございます。そういった運用も、区で持っている情報セキュリティのポリシーであったりとか、個人情報の取扱いの中でしっかりと定められておりますので、監査の中でも、そういった個人情報の廃棄の証明であったりとか、そういったものがとれているか。そのあたりも確認をした上での監査でございます。

【小林委員】今のお答えですと、そういったことは組織的な管理の側面かというお答えだったかと思うのですが、そうするとこの安全管理措置として、そのことについてもしっかり

管理をしているということですが、この監査の対象としないという、何か理由があるのでしょうか。

【区政情報課長】一応、監査の対象ということで、ここの点検チェックシートの中では触れてはいない部分ではあるのですが、実際の我々職員で、所属に書類の確認であったり、個人情報に廃棄されているかといったところは確認はしているところになります。

あと全体的な、区で持っているガイドラインや個人情報の取扱い自体を見直すことについては、今回の監査だけではなく、国であったり、東京都であったり、先ほど坂下委員からもお話があった情報セキュリティのポリシーの改訂や様々指針などが出されている中で、適切にそれらに対応していくことを進めていきたいところでございます。

【小林委員】ご認識は承知しましたけれども、組織的な安全管理措置についても法令で求められておりますので、それを監査・確認しているという事実もあるわけですので、その記録はこの監査の活動の一環として残されてはいかがかというふうに、意見として申し述べさせていただきます。以上です。

【会 長】ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ご意見がないようでしたら、同じように本件についても了承とさせていただきます。

以上で全案件の報告が終了いたしました。委員の皆さん、ご苦労さまでした。

事務局から連絡事項はございますか。

【区政情報課長】ありがとうございました。次回の審議会は、令和8年1月22日の木曜日午前10時から予定しております。場所については、会場はこちらと同じ、本庁舎6階の第2委員会室になりますので、皆様ご出席のほどよろしくお願いいたします。

また通知を事前に差し上げますので、よろしくお願いいたします。

【会 長】残り時間といってもあれですけども、何かご発言をされたいという方がいれば。

【伊藤委員】初めてなので、ちょっとワツとびっくりしたところがあったのですが、実はこの会議に出る前に新宿区の情報公開・個人情報保護審議会の条例というのをもう1回見直してみたのです。そうしたら、所掌事項の1というのが、今我々がやったような諮問ということがあります。区長だったり、条例によってやることの諮問について審議する。

その2というのがありまして、情報公開制度の運営に関する重要事項について、区長に建議することができるというのが2としてあるわけです。ですから、今日はもう無理ですけども、もしも時間等々が余っていれば、このような建議についても将来的に、いずれ話をして、さっき言ったそのクラウドサービスの話とか、あるいは今こちらからありましたように、情報ライ

フサイクルの話とかいうので、今後の区長さんの仕事に有益になるような建議を考えてもいいのではないかと었습니다。ただ、もちろん時間的な余裕はないので、限られていると思います。以上です。

【会 長】これで終了にさせていただきます。

【区政情報課長】皆さん、本当に長時間ありがとうございました。また、引き続きよろしくお願いいたします。

午前11時55分閉会